

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
(2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

- 第5条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本業務における位置測量及び土壤試料採取について）

試料採取にあたっては、現地測量を実施し、土壤汚染のおそれの区分の分類に基づく単位区画の分類をした図1～3に示す試料採取位置を特定のうえ、実施すること。なお、試料採取箇所数は表1のとおりである。

表1 試料採取箇所数

試料採取位置 (単位区画)	試料採取箇所数			
	表土	GL-0.5m	GL-1.0m	GL-2.1m
A1-1			1(べ・鉛・油)	
A1-2	1(鉛・油)	1(べ)		
A1-3				1(べ・鉛・油)
B1-3	1(鉛・油)	1(べ)		
B1-1、B1-2	1(鉛)	1(べ)		

(本業務における位置測量及び土壤試料採取について)

試料採取にあたっては、現地測量を実施し、土壤汚染のおそれの区分の分類に基づく単位区画の分類をした
図1～3に示す試料採取位置を特定のうえ、実施すること。なお、試料採取箇所数は表1のとおりである

表2 土壌試験方法

項目	基準値	試験方法
ベンゼン (溶出量)	0.01mg/L以下	土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月環告第18号）に基づく。
鉛及びその化合物 (溶出量)	0.01mg/L以下	土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月環告第18号）に基づく。
鉛及びその化合物 (含有量)	150mg/kg以下	土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月環告第19号）に基づく。
油汚染	—	油汚染対策ガイドライン（平成18年3月） TPH試験 重量法（ノルマルヘキサン抽出法）